国土交通省
四国地方整備局

四国地方整備局の働き方改革
～週休二日制について～

令和8年9月3日

国土交通省　四国地方整備局
企画部　技術管理課　矢野　慎二

0

建設投資、許可業者数及び就業者数の推移

国土交通省

○　建設投資額はピーク時の平成４年度：約84兆円から平成22年度：約42兆円まで落ち込んだが、その後、増加に転じ、令和７年度は約76兆円となる見通し（ピーク時から約10％減）。
○　建設業者数（令和6年度末）は約48万業者で、ピーク時（平成11年度末）から約20％減。
○　建設業就業者数（令和7年平均）は478万人で、ピーク時（平成9年平均）から約30％減。

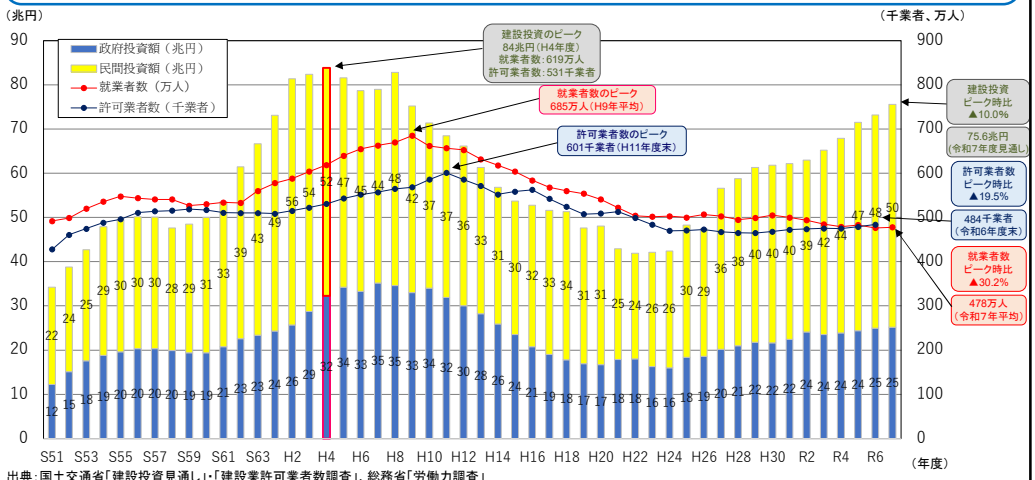

出典：国土交通省「建設投資見通し」・「建設業許可業者数調査」、総務省「労働力調査」
注1　投資額については令和4年度（2022年度）まで実績、令和5年度（2023年度）・令和6年度（2024年度）は見込み、令和7年度（2025年度）は見通し
　　※平成27年度の建設投資額から建築補修（改装・改修）投資額を新たに計上している
注2　許可業者数は各年度末（翌年3月末）の値
注3　就業者数は年平均。平成23年（2011年）は、被災3県（岩手県・宮城県・福島県）を補完推計した値について平成22年国勢調査結果を基準とする推計人口で遡及推計した値

1

1

建設業就業者の現状

国土交通省

技能者等の推移

＜就業者数ピーク＞ ＜建設投資ボトム＞ ＜最新＞

○建設業就業者： 685万人（H9） → 504万人（H22） → 478万人（R7）
○技術者 ： 41万人（H9） → 31万人（H22） → 41万人（R7）
○技能者 ： 455万人（H9） → 331万人（H22） → 296万人（R7）

建設業従事者数と全産業に占める割合の推移

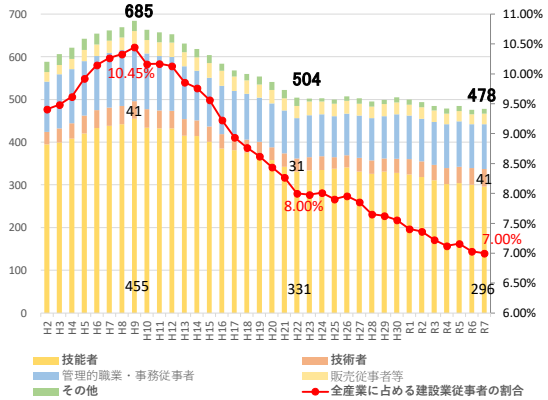

出典：総務省「労働力調査」（暦年平均）をもとに国土交通省で作成※1※2

建設業就業者の高齢化の進行

○建設業就業者は、55歳以上が36.6%、29歳以下が11.9%と高齢化が進行し、次世代への技術承継が大きな課題。

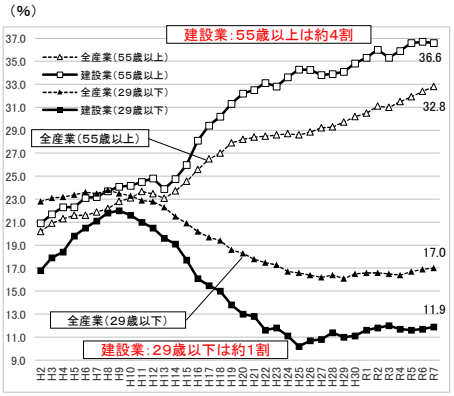

出典：総務省「労働力調査」（暦年平均）をもとに国土交通省で作成※1

（※1 平成23年データは、東日本大震災の影響により推計値 ※2 グラフ上の数値は、記載単位未満の位で四捨五入してあるため、総数と内訳の合計とは必ずしも一致しない）

2

2

年齢階層別の建設技能者数

国土交通省

○15年後には、55歳以上の技能労働者（全体の約3分の1）の大半が引退することが見込まれる。
○日本の建設業の賃金は、アメリカ、カナダ、オーストラリアよりも安い賃金となっている。

■ 建設業技能労働者の年齢構成

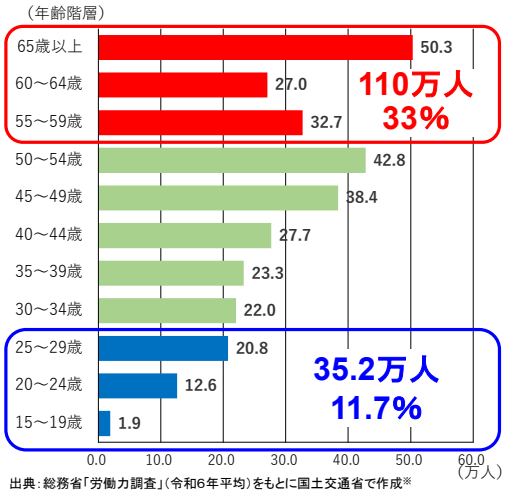

出典：総務省「労働力調査」（令和6年平均）をもとに国土交通省で作成※

（※ グラフ上の数値は、記載単位未満の位で四捨五入してあるため、総数と内訳の合計とは必ずしも一致しない）

■ 建設業と他産業の年収額比較

全産業（非正規除く） 527万円/年
建設業（生産労働者） 443万円/年

（出典） 厚生労働省：「賃金構造基本統計調査」（10人以上の常用労働者を雇用する事業所） 令和6年年収額
※年収額＝所定内給与額×12＋年間賞与その他特別給与額

■ 建設業の月額賃金比較

	年	月額	通貨	円換算（円/月）
アメリカ	2023	5,350	US$	679,450～813,200
カナダ	2023	6,218	CA$	584,492～690,198
オーストラリア	2021	6,617	AU$	516,126～569,062
日本	2023	430,708	Yen	430,708
韓国	2023	4,164,000	Won	412,236～487,188
シンガポール	2021	4,200	SG$	327,600～357,000

出典：［日本］（2024.2）「毎月勤労統計調査」
［その他］ILO (https://ilostat.ilo.org/data/) 2024年、11月現在
注： アメリカ：16歳以上が対象。
韓国： 6月調査。従業員5人以上の事業所。時間外手当及び諸手当を含む。
シンガポール：6月調査、中位数。フルタイム労働者。国籍保有者及び永住権保有者が対象。

3

3

国土交通省

3. 担い手の確保

3．1　第3次･担い手三法に関する取組
3．2　労務単価･技術者単価の見直し
3．3　建設業における働き方改革

4

4

担い手３法のこれまでの改正経緯

品確法（平成17年制定）	建設業法 ・ 入契法（昭和24年制定）（平成12年制定）
Point 価格のみでなく品質を加味した総合評価の導入	Point 建設工事の適正な施工の確保･公共工事の入札契約の適正化

平成26年　担い手3法

Point 発注者は、受注者が適正な利潤を確保できるようにすること 従事する者の賃金その他の労働条件、労働環境の改善 ※5年後見直し規定あり（附則第2項） 5年後	Point ダンピング対策の強化と建設工事の担い手の確保 ※5年後見直し規定あり（附則第8条） 5年後

令和元年　新･担い手3法

Point 元請は、下請が利潤･工期を確保できる発注をすること ※5年後見直し規定あり（附則第2項） 5年後	Point 働き方改革に向けた適正な工期の確保 ※5年後見直し規定あり（附則第8条） 5年後

令和6年　第3次･担い手3法

Point 担い手の休日･賃金の確保と地域建設業等の維持 ※5年後見直し規定あり（附則第2項）	Point 労働者の処遇改善と価格高騰時の労務費へのしわ寄せ防止 ※5年後見直し規定あり（附則第5条）

5

5

第三次・担い手３法（令和６年改正）の全体像

インフラ整備の担い手・地域の守り手である建設業等がその役割を果たし続けられるよう、
担い手確保・生産性向上・地域における対応力強化を目的に、担い手３法を改正

		議員立法 公共工事品質確保法等の改正	政府提出 建設業法・公共工事入札適正化法の改正
担い手確保	処遇改善	●賃金支払いの実態の把握、必要な施策 ●能力に応じた処遇 ●多様な人材の雇用管理の改善	●標準労務費の確保と行き渡り ●建設業者による処遇確保
担い手確保	価格転嫁（労務費へのしわ寄せ防止）	●スライド条項の適切な活用（変更契約）	●資材高騰分等の転嫁円滑化 － 契約書記載事項 － 受注者の申出、誠実協議
担い手確保	働き方改革・環境整備	●休日確保の促進　●学校との連携・広報 ●災害等の特別な事情を踏まえた予定価格 ●測量資格の柔軟化【測量法改正】	●工期ダンピング防止の強化 ●工期変更の円滑化
生産性向上		●ＩＣＴ活用（データ活用・データ引継ぎ） ●新技術の予定価格への反映・活用 ●技術開発の推進	●ＩＣＴ指針、現場管理の効率化 ●現場技術者の配置合理化
地域における対応力強化	地域建設業等の維持	●適切な入札条件等による発注 ●災害対応力の強化（ＪＶ方式・労災保険加入）	（参考） ◇公共工事品質確保法等の改正 ・公共工事を対象に、よりよい取組を促進（トップアップ） ・誘導的手法（理念、責務規定） ◇建設業法・公共工事入札適正化法の改正 ・民間工事を含め最低ルールの底上げ（ボトムアップ） ・規制的手法など
地域における対応力強化	公共発注体制強化	●発注担当職員の育成 ●広域的な維持管理 ●国からの助言・勧告【入契法改正】	

6

6

技能者の処遇改善に向けた新たなルールの導入

国土交通省

○ 建設業者に対し、**労働者の知識、技能等の評価に基づき賃金支払い等を行うことを努力義務化**（建設業法25条の27）。

○ 中央建設業審議会が**「労務費に関する基準」を作成**（同法３４条）し、請負契約における適正な労務費の水準を明確化。

○ 併せて、基準を**著しく下回る見積り・契約締結を禁止**（同法２０条、19条の３）し、**違反した業者は指導・監督**（同法２８条）、**発注者は勧告・公表**（同法２０条）の対象。

これらの措置により、**適正な労務費が**、公共工事・民間工事を問わず、受発注者間、元請-下請間、下請間の**すべての段階において確保**され、**技能者の賃金として支払われる**ようにする。

労務費確保 のイメージ

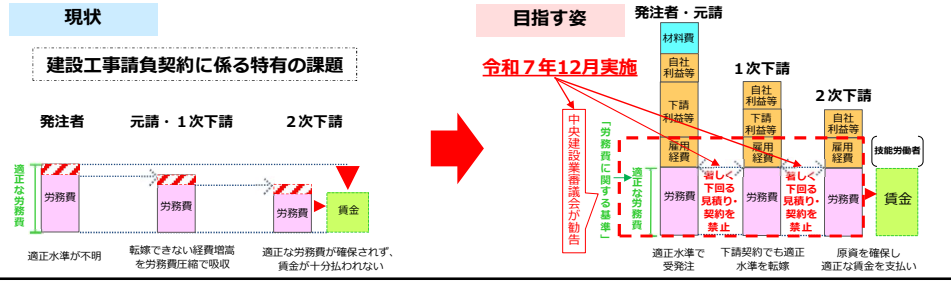

7

7

労務費に関する基準の基本的考え方

国土交通省

➢ 「労務費に関する基準」は、技能者の処遇改善により建設業を持続可能なものとするため、「通常必要と認められる労務費（＝適正な労務費）」を示すことにより、適正な労務費（賃金の原資）が、公共工事・民間工事にかかわらず、受発注者間、元請-下請間、下請間の全ての取引段階の請負契約において確保され、技能者に適正な賃金が支払われることを目指すものである。

「労務費に関する基準」の位置づけ

・公共工事・民間工事を問わず、契約当事者間での価格交渉時に参照できる、**「建設工事を施工するために通常必要と認められる労務費」（＝適正な労務費）の相場観**として作成。

・個別の契約において確保されるべき労務費は個々の現場ごとに異なるため、**受注者は見積り時**（公共工事であれば入札時）**に、本基準の考え方に沿って適正に労務費等を見積り、価格交渉・決定することが必要**。

・本基準の考え方に比して、著しく低い労務費等による受注者からの見積り、注文者からの見積り変更依頼、総価での原価割れ契約について、行政が指導・監督を行う際の参考指標としても活用。

労務費確保のイメージ

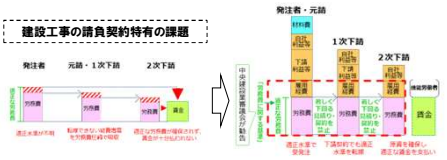

「建設工事を施工するために通常必要と認められる労務費（＝適正な労務費）」の考え方

・技能者の賃金水準について、まずは早急に公共工事設計労務単価水準並とし、**他産業並以上への処遇改善を実現**することを目指す。

・この水準の賃金支払いに必要な原資を、公共工事・民間工事を通じて確保するため、**「適正な労務費」を公共工事設計労務単価を計算の基礎とした水準とする**。
（高い技能を持つ技能者が施工する必要がある場合等においては、受注者側が労務単価を割り増して見積り、価格交渉により必要な労務費を確保。）

通常必要と認められる労務費
＝適正な労務費

＝ 設計労務単価 × 労働時間
＝ 設計労務単価 × 歩掛 × 数量

○**労務単価**については、**設計労務単価を下回る水準を設定しない**こと、**歩掛**については、当該工事の施工条件・作業内容等に照らして、**受注者として責任を持って施工できる水準を計算して設定**することが必要。

○**個々の請負契約における適正な労務費確保の円滑化のため**、別途、国土交通省が、職種分野別に、標準的な作業内容・施工条件等を前提とした場合の、本基準を踏まえた**適正な労務費の具体値を、「労務単価×歩掛」の「単位施工量当たり労務費」の形で「基準値」として公表。**

8

8

国土交通省

3．2 労務単価・技術者単価の見直し

9

9

令和8年3月から適用する公共工事設計労務単価について

ポイント

・最近の労働市場の実勢価格を適切・迅速に反映し、47都道府県・51職種別に単価を設定

全　国

全　職　種　（ 25,834円 ）　令和７年３月比；＋４．５％

主要１２職種※（ 24,095円 ）　令和７年３月比；＋４．２％

主要12職種

※「主要12職種」は通常、公共工事において広く一般的に従事されている職種

職種	全国平均値	令和７年３月比	職種	全国平均値	令和７年３月比
特殊作業員	28,111円	+4.3%	運転手（一般）	25,275円	+2.9%
普通作業員	23,605円	+3.0%	型わく工	31,671円	+5.0%
軽作業員	18,605円	+2.9%	大工	30,331円	+3.1%
とび工	30,780円	+4.0%	左官	30,508円	+4.1%
鉄筋工	31,267円	+4.6%	交通誘導警備員Ａ	18,911円	+5.8%
運転手（特殊）	29,442円	+4.8%	交通誘導警備員Ｂ	16,749円	+6.7%

注）金額は加重平均値、伸率は単純平均値で算出

10

10

令和8年3月から適用する公共工事設計労務単価について

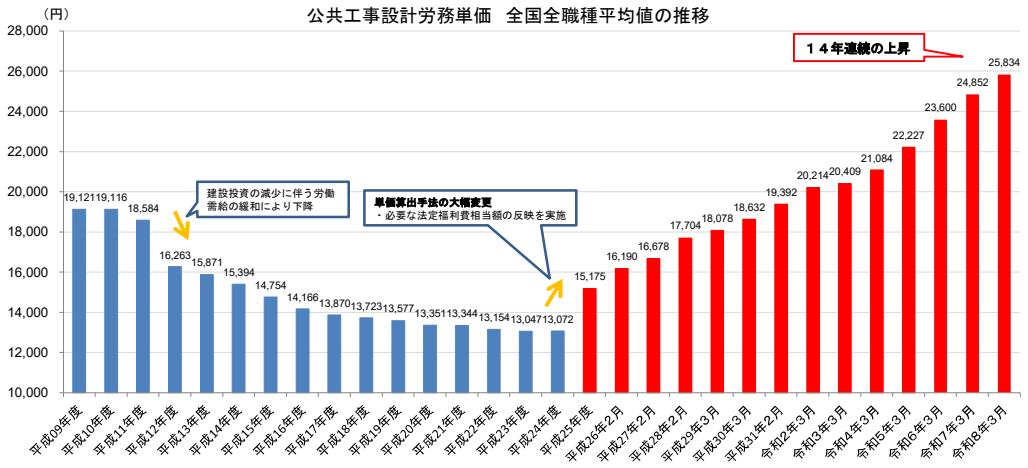

参考：近年の公共工事設計労務単価の単純平均の伸び率の推移

	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	R02	R03	R04	R05	R06	R07	R08	H24比
全　職　種	+15.1%	+7.1%	+4.2%	+4.9%	+3.4%	+2.8%	+3.3%	+2.5%	+1.2%	+2.5%	+5.2%	+5.9%	+6.0%	+4.5%	+94.1%
主要12職種	+15.3%	+6.9%	+3.1%	+6.7%	+2.6%	+2.8%	+3.7%	+2.3%	+1.0%	+3.0%	+5.0%	+6.2%	+5.6%	+4.2%	+93.4%

注1）金額は加重平均値にて表示。平成31年までは平成25年度の標本数をもとにラスパイレス式で算出し、令和2年以降は令和2年度の標本数をもとにラスパイレス式で算出した。
注2）平成18年度以前は、交通誘導警備員がA・Bに分かれていないため、交通誘導警備員A・Bを足した人数で加重平均した。
注3）伸び率は単純平均値より算出した。

11

11

令和８年３月から適用する設計業務委託等技術者単価について

１．設計業務委託等技術者単価とは

- 国土交通省が発注する設計業務委託等（設計・測量・地質等）の積算に用いる全国一律の単価。
- 毎年度実施している給与実態調査結果に基づいて、20職種（職階）の単価を設定。

２．令和８年度技術者単価の概要

		対前年度比	（Ｈ２４比）
【全職種（職階）単純平均】	５１，７１５円	＋４．３％	（＋６５．５％）
（内訳）		対前年度比	
設計業務（７職階）	平均 62,157円	＋4.2%	（＋62.1%）
測量業務（５職階）	平均 44,460円	＋2.2%	（＋96.0%）
航空・船舶関係業務（５職階）	平均 47,580円	＋7.0%	（＋56.8%）
地質調査業務（３職階）	平均 46,333円	＋3.8%	（＋69.9%）

（参考）直近10か年の伸び率（全職種（職階）平均）

	H28	H29	H30	H31	R2	R3	R4	R5	R6	R7
全職種：	＋3.8%	＋3.1%	＋3.0%	＋3.7%	＋3.1%	＋1.6%	＋3.2%	＋5.4%	＋5.5%	＋5.7%

12

12

令和8年3月から適用する設計業務委託等技術者単価

国土交通省

設計業務委託等（設計、測量、地質関係）

◆ 最近の給与等の実態を適切・迅速に反映

➡ 全職種平均 51,715円　R７年３月比；＋４．３％

（平成24年度比＋６５．５％）

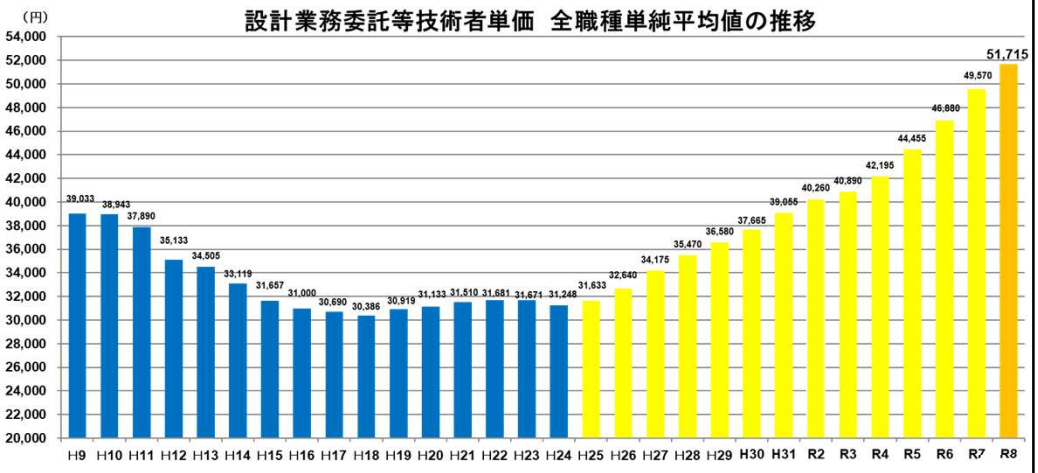

13

13

国土交通大臣と建設業団体の意見交換会（R8.3.19）

国土交通省

開催概要

日　　時：令和８年３月19日 17:50～19:00
出席団体：日本建設業連合会、全国建設業協会
　　全国中小建設業協会、建設産業専門団体連合会
テーマ：建設業の賃上げに向けた取組、働き方改革・生産性向上等の推進
　　改正建設業法の普及・定着に向けた取組状況

■ 国土交通省と建設業団体との間で以下を申し合わせ
- **技能労働者の賃上げ**について、民間発注工事も含めた改正建設業法に基づく労務費の確保・行き渡りの徹底や生産性向上等の取組みを通じ、「**おおむね６％の上昇」を目指す**こと
- **生産性向上**について、生産年齢人口の更なる減少や昨今の工事費高騰への対応、賃上げの原資の確保などの観点から、**各団体において、省人化や技術・技能の向上等による生産性向上の取組を推進する**こと

■ **改正建設業法を民間工事や各現場に浸透・定着させていく**ことの重要性等について意見交換

■ 大臣より「皆様のお話をしっかり受け止め、賃上げや生産性向上に向けた環境づくりを責任を持って前に進めていく。**将来に希望が持てる、若者にも魅力的な「新しい時代の建設業」を、建設業団体の皆様と一緒に作り上げてまいりたい**」と発言

意見交換会の様子

14

14

建設技能者の賃金の推移

国土交通省

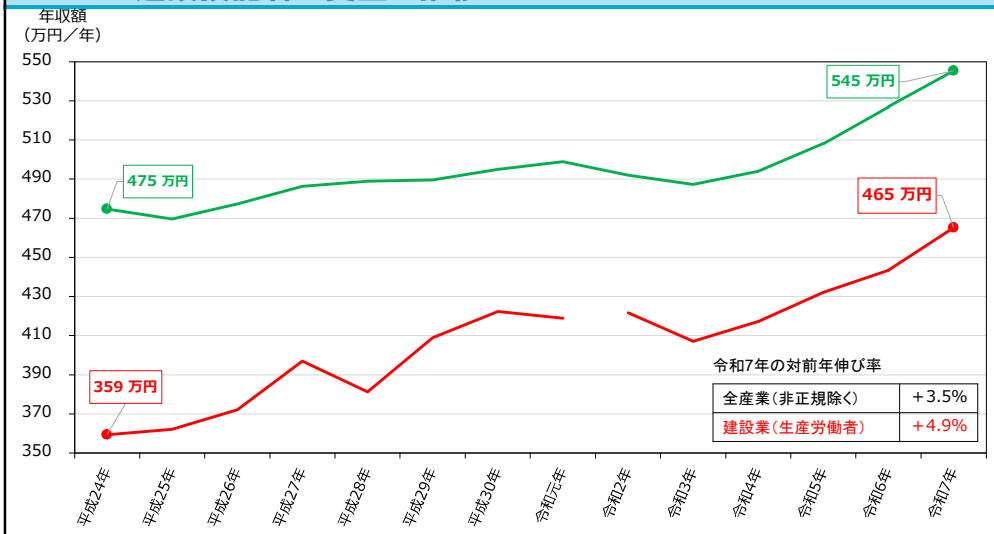

（出典）厚生労働省「賃金構造基本統計調査」（10人以上の常用労働者を雇用する事業所）
※ 年収額＝所定内給与額×12＋年間賞与その他特別給与額
・ R2以降は「生産労働者」の区分が廃止されたため、建設業の「建設・採掘従事者」、「生産工程従事者」、「輸送・機械運転従事者」を加重平均して「生産労働者」の額を推計

15

15

建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部を改正する法律（概要）

令和6年法律第49号
令和6年6月14日公布

背景・必要性

・建設業は、他産業より賃金が低く、就労時間も長いため、担い手の確保が困難。

（参考1）建設業の賃金と労働時間

建設業※	432万円／年	(▲15.0%)	2,018時間／年
全産業	508万円／年		1,956時間／年 (+3.1%)

※賃金は「生産労働者」の値
出典：厚生労働省「賃金構造基本統計調査」（令和5年）　出典：厚生労働省「毎月勤労統計調査」（令和5年度）

（参考2）建設業就業者数と全産業に占める割合（ ）内
［H9］ 685万人（10.4%）⇒［R5］483万人（7.2%）
出典：総務省「労働力調査」を基に国土交通省算出

・建設業が「地域の守り手」等の役割を果たしていけるよう、時間外労働規制等にも対応しつつ、処遇改善、働き方改革、生産性向上に取り組む必要。

処遇改善：賃金の引上げ
労務費へのしわ寄せ防止：資材高騰分の転嫁
働き方改革・生産性向上：労働時間の適正化 現場管理の効率化
→ 担い手の確保
→ 持続可能な建設業へ

概要

黄色部分：令和７年12月12日施行
それ以外：令和６年施行済

1．労働者の処遇改善

○労働者の処遇確保を建設業者に努力義務化
➡ 国は、取組状況を調査・公表、中央建設業審議会へ報告

○「労務費に関する基準」の勧告
・中央建設業審議会が「労務費に関する基準」を作成・勧告

令和６年施行により中建審に作成権限が付与
→令和７年12月２日に作成され、実施が勧告された

○適正な労務費等の確保と行き渡り
・著しく低い労務費等による見積りや見積り依頼を禁止
➡ 国土交通大臣等は、違反発注者に勧告・公表（違反建設業者には、現行規定により指導監督）

○原価割れ契約の禁止を受注者にも導入

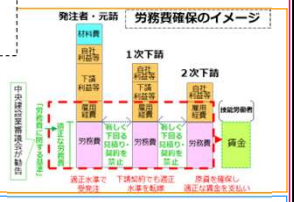

2．資材高騰に伴う労務費へのしわ寄せ防止

○契約前のルール
・資材高騰など請負額に影響を及ぼす事象（リスク）の情報は、受注者から注文者に提供するよう義務化
・資材が高騰した際の請負代金等の「変更方法」を契約書記載事項として明確化

○契約後のルール
・資材高騰が顕在化した場合に、受注者が「変更方法」に従って契約変更協議を申し出たときは、注文者は、誠実に協議に応じる努力義務※
※公共工事発注者は、誠実に協議に応ずる義務

3．働き方改革と生産性向上

○長時間労働の抑制
・工期ダンピング対策を強化（著しく短い工期による契約締結を受注者にも禁止）

○ICTを活用した生産性の向上
・現場技術者に係る専任義務を合理化（例. 遠隔通信の活用）
・国が現場管理の「指針」を作成（例. 元下間でデータ共有）
➡ 特定建設業者※や公共工事受注者に効率的な現場管理を努力義務化 ※ 多くの下請業者を使う建設業者
・公共工事発注者への施工体制台帳の提出義務を合理化（ICTの活用で施工体制を確認できれば提出を省略 可）

技術者が、カメラ映像を確認し、現場へ指示

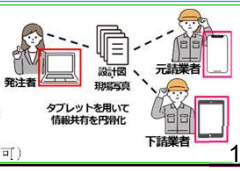

16

16

労務費ダンピングを防止するための公共発注者向けのガイドライン　概要

国土交通省

- 建設業の担い手を確保するためには、現場で働く技能労働者の処遇改善が不可欠であり、適正な労務費の確保・行き渡りを図るべく、令和6年6月に第三次・担い手3法が成立した。
- 公共工事においては、令和7年12月12日に完全施行された入契法第12条の規定により、公共工事の入札時に応札者は、労務費等が明示された入札金額の内訳を提出し、同法第13条の規定により、公共発注者は提出された書類内容の確認等必要な措置を講じなければならない。
- 公共発注者は入札金額の内訳の記載内容を確認することになるが、労務費等の適正性を調査する方法の1つが「労務費ダンピング調査」である。
- 「労務費ダンピングを防止するための公共発注者向けのガイドライン」（令和7年12月国土交通省不動産・建設経済局建設業課）は、「労務費ダンピング調査」の対象となる内容の概説や、使用する入札金額の内訳の事例及び具体的な実施方法について留意点をまとめた内容である。

公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部を改正する法律
（入札金額の内訳の提出）※改正部分（赤下線）
第十二条　建設業者は、公共工事の入札に係る申込みの際に、入札金額の内訳（材料費、労務費及び当該公共工事に従事する労働者による適正な施工を確保するために不可欠な経費として国土交通省令で定めるものその他当該公共工事の施工のために必要な経費の内訳をいう。）を記載した書類を提出しなければならない。
（各省各庁の長等の責務）※改正無し
第十三条　各省各庁の長等は、その請負代金の額によっては公共工事の適正な施工が通常見込まれない契約の締結を防止し、及び不正行為を排除するため、前条の規定により提出された書類の内容の確認その他の必要な措置を講じなければならない。
２ 各省各庁の長等は、公共工事について、主要な資材の供給の著しい減少、資材の価格の高騰その他の工期又は請負代金の額に影響を及ぼすものとして国土交通省令で定める事象が発生した場合において、公共工事の受注者が請負契約の内容の変更について協議を申し出たときは、誠実に当該協議に応じなければならない。
公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行規則（令和六年国土交通省省令第百五号）
（適正な施工を確保するために不可欠な経費）規定（赤下線）
第一条　一　法定福利費（建設工事に従事する者の健康保険料等の事業主負担額をいう。）
二　安全衛生経費（平成二八年法律第百十一号）第十条に規定する建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する経費をいう。）
三　建設業退職金共済契約（中小企業退職金共済法（昭和三十四年法律第百六十号）第二条第五項に規定する特定業種退職金共済契約のうち、建設業に係るものをいう。）に係る掛金

17

17

国土交通省直轄工事における工事費内訳書への労務費等の記載について

国土交通省

令和8年4月1日以降公告する案件の取り扱い

※入札参加者向けパンフレット（国交省電子入札システムHPに掲載）

○ 令和7年12月12日以降に入札手続を開始する工事から、工事費内訳書には入札金額の内訳として、材料費、労務費、法定福利費、建設業退職金共済契約に係る掛金、安全衛生経費の記載をお願いしているところです。

○ これは、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」（平成12年法律第127号）（以下、「入契法」といいます。）第12条の趣旨を踏まえたものですので、入札参加者さまにおかれましては、この内容について、適切に計上し記載をお願いいたします。

○ ただし、**当面の間、材料費、労務費、建設業退職金共済契約に係る掛金、安全衛生経費**について、次の①②の場合は、以下の通り記載ください。※法定福利費は従前より見積の明示を求めていることから、以下取扱いの対象外となります。

① すべてを計上できない場合、「算出不能」、「計上不可」等、その旨がわかるように記載してください。

② 一部のみ計上できない場合、計上可能な分のみ記載し、「一部のみ計上」等、その旨がわかるように記載してください。

○ 上記の取扱いが認められるのは、市場単価方式や標準単価方式等を活用している場合等により算出が困難な場合に限ります。

（工事費内訳書（土木工事）への記載イメージ）

費　目	工　種	種　別	細　別	規　格	単位	員　数	単価	金　額

（直接工事費のうち、材料費　＊＊＊＊（一部のみ計上）円）
（直接工事費のうち、労務費　算出不能 円）
（現場管理費のうち、法定福利費　＊＊＊＊円）
（現場管理費のうち、建設業退職金共済契約に係る掛金　＊＊＊＊円）
（工事原価のうち、　安全衛生経費　＊＊＊＊円）

○「未記入」「事項無し」は原則として無効の入札として取り扱います。
○ すべてを計上できない場合、「算出不能」「計上不可」等その旨がわかるように、また、一部のみ計上できない場合はその旨記載し、計上可能な分のみ記載ください。

★記載が抜けている場合、又は様式間違い等により事項の欄がない場合は原則として無効の入札として取り扱います。

繰り返しになりますが、これは入契法第12条の趣旨を踏まえたものですので、ご理解いただき、何卒ご対応いただきますよう、よろしくお願いいたします。

18

18

① 労務費等の内訳明示と設計労務単価相当の賃金の確保

国土交通省
適正価格での入札

1. 入札者が自らの施工能力（協力会社を含む）や競争性等を考慮し、完成に必要な費用や品質確保にかかる経費、自社の利益を自ら見積り、適切な入札価格を決定することを促す観点から、賃金・労働時間等の実態調査の進捗に合わせ、入札時に、入札価格の内訳である労務費等の必要経費の内訳を求める。
2. 労務費等の必要経費の内訳についても、外部経済・不経済の内部化の視点を考慮し、工事終了後、工事の実施状況と照らし合わせて、確認することとする。

■公告・入札契約時の取組
- ○ 労務費等の内訳の明示を求める
- ○ 発注者も、予定価格に含まれる労務費の内訳を計算
  （市場単価を標準単価へ移行する等、施工単価の設定方法の見直しを含む）
- ○ 適切な公告資料の作成

■施工中の取組
- ○ 施工状況の把握
- ○ 工事費の支払いのより適切な実施

■検査時・工事終了後の取組
- ○ 労務費等の支払いの確認
- ○ 入札時の労務費の内訳と協力会社等への労務費等の支払額との比較（出口確認）
- ○ 諸経費の実態把握

■今後の検討課題
- ○ 元下契約等に含まれる諸経費や賃金の確認方針・方法の検討
  （ICT技術を活用した合理的・効率的な経費の把握方法の検討を含む）
- ○ 適切な事業者選定に向けた、外部経済・不経済の内部化を考慮した、技術検査等の評価方法の検討

19

19

直轄土木工事における賃金・労働時間等の実態把握について(試行)

国土交通省

○ 品確法にて、適正な請負代金・賃金が支払われるよう、国に対し、賃金の支払等の実態調査、また、運用指針には、発注者に対し、受注者の協力の下、賃金や労働時間の実態把握の努力義務が規定。
○ 国土交通省直轄土木工事において、下記を目的に、受注者希望方式で、試行的に調査を実施。
・下請業者への労務費の支払い：賃金を原資とした低価格競争を抑止し、価格や真の技術を競う等、公正な競争環境を実現
・技能労働者への賃金の支払い：適正な賃金を確保し、品質確保の担い手を確保

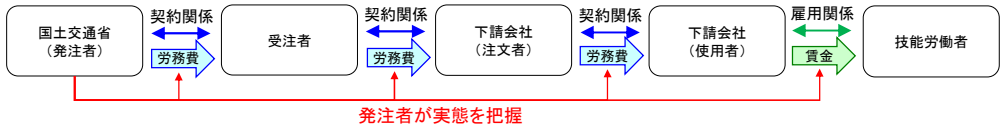

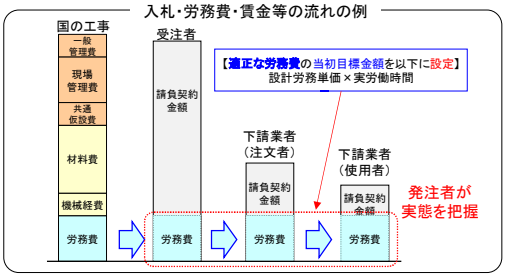

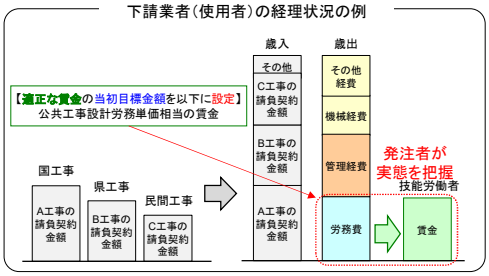

20

20

賃金・労働時間等の実態調査の拡充について

国土交通省
適正価格での入札

■賃金・労働時間等の実態調査の拡充について

（1）実態調査の拡充の進め方（優先順位）は以下の通り。①～③は段階（ステップを踏む）的に進めるのではなく、優先順位を保ちつつ、同時並行的に進める。
⓪ 本調査の必要性・重要性を受発注者双方に理解いただきながら進める。
① 全ての直轄工事にて実態調査の実施を目指す。
② 全ての直轄工事、全ての工種にて、実態調査の実施を目指す。
③ 全ての直轄工事、全ての工種にて、賃金・労務費が設計労務単価以上を目指す。

（2）実施率、把握率の100%の達成を目指す取組において、実態調査の実施は、当初、受注者希望型から始め、段階的に、発注者指定へ移行する。

（3）支払率が100%を達成させる取組では、適正な賃金・労務費の扱いは、当初、目標（誘導）から始め、早期に、基準（遵守）へ移行する。

（4）適切な事業者選定に向けた活用は、①～③の進捗を踏まえ、検討する。

（5）最終的には、契約約款第3条の2との関連についても検討の視野に入れる。

実施率 ：実態調査実施工事件数 ÷ 全工事件数
把握率 ：対象工事の把握工種 ÷ 全工種
支払率 ：賃金、労務費の支払金額 ÷ 設計労務単価

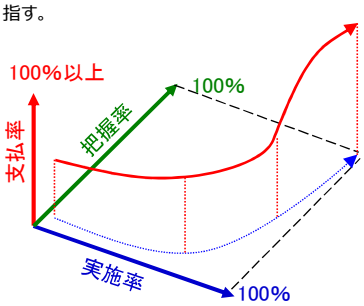

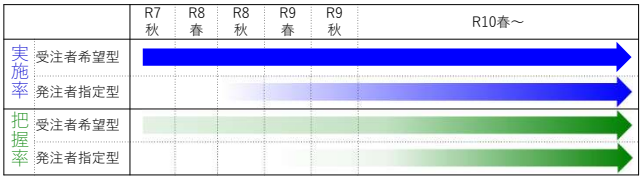

○ 発注者指定型の実施は、実態調査の実施状況を考慮して検討。
○ 将来的には、「支払率は100%以上」を目標（誘導）から基準化（遵守）へ早期に移行を目指す。

21

21

国土交通省

3．3　建設業における働き方改革

22

22

建設業における時間外労働規制の見直し（働き方改革関連法）

国土交通省

○労働基準法の改正により、時間外労働規制を見直し
○違反した場合、雇用主に6か月以下の懲役又は30万円以下の罰金
○大手企業は平成31年4月から、中小企業は令和2年4月から適用

	見直しの内容「労働基準法」（平成30年６月成立） 罰則：雇用主に６か月以下の懲役又は３０万円以下の罰金
原則	（１）　１日８時間・１週間 40時間 （２）　36協定を結んだ場合、協定で定めた時間まで時間外労働可能 （３）　災害その他、避けることができない事由により臨時の必要がある場合には、労働時間の延長が可能（労基法３３条）
３６協定の限度	・原則、①月45時間 かつ ②年360時間（月平均30時間） ・特別条項でも上回ることの出来ない時間外労働時間を設定 ③　年 720時間（月平均６０時間） ○　年 720時間の範囲内で、一時的に事務量が増加する場合にも上回ることの出来ない上限を設定 ④a.　２～６ヶ月の平均でいずれも 80時間以内（休日出勤を含む） ④b.　単月 100時間未満（休日出勤を含む） ④c.　原則（月 45時間）を上回る月は年６回を上限

23

23

建設業における多様な働き方の実現に向けた支援

国土交通省
工　事

○ 直轄工事における試行を通じて、建設業は完全週休２日を含む週休２日が可能な業界であることを確認。
○ 他方、地域の実情や現場の状況等により、多様な働き方が求められている状況を踏まえ、最新の知見・技術を総動員した多様な働き方の実現を目指していく。
※直轄土木工事は「工事における週休２日の取得に要する費用の計上について（試行）」等による試行は完了とし、多様な働き方の実現を支援してまいります。

これまでの週休２日の推進と今後の働き方のあり方

H28～R5
週休2日の取組の拡大

週休2日工事（工期全体）の実施率（直轄）

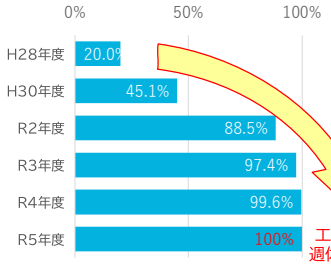

工期全体の
週休2日達成

R6～R7
週休2日の質の向上

R6～
月単位の週休2日制を推進

R7～
週単位の週休2日制を含む
多様な働き方を推進

月単位・週単位の週休2日が
達成できることを確認

R8～
多様な働き方の実現

- 週休2日としての働き方
- 気候（猛暑対策等）を踏まえた働き方
- 変形労働時間制を適用した柔軟な働き方
- ICT・DX等を活用した効率的な働き方
- 担い手の多様化に合わせた働き方

24

24

建設工事における猛暑対策サポートパッケージ【概要版】

令和7年12月23日公表

【概要】
○建設業の担い手を確保するため、他産業と遜色のない労働条件・労働環境の実現が必要
○猛暑は今後も続くと想定され、厳しい作業環境において、地域の実情を踏まえ、最新の知見・技術を総動員した多様な働き方の実現が必要
○施工者の自主性を尊重しつつ、地域の実情や現場の状況等に応じて、受注者が施工の時期、時間や方法を柔軟に選択できるよう、工期の設定、新技術の導入や熱中症対策に係る費用等について支援する取組を「建設工事における猛暑対策サポートパッケージ」としてとりまとめ

来季に向けて実施する具体的な施策・取組

1. 猛暑期間・時間の作業回避

（1－1）猛暑期間を回避した工事発注
・猛暑日（WBGT値）を考慮した工期設定
・発注者による、猛暑期間の現場施工を回避する工夫（準備工、工場製作等）により、工期設定

（1－2）猛暑期間を休工可能とする工事発注
・猛暑期間を休工可能とする工事発注の実現に向け、効果や必要となる費用・取組の調査を目的とした試行工事の実施【新規】

（1－3）猛暑期間における現場施工回避の協議の明記
・宇都宮国道事務所等において、試行的に実施
・特記仕様書への記載を他事務所に展開【新規】

（1－4）猛暑時間の施工回避
・現場環境に応じて、作業の開始時間、終了時間を、監督職員と協議の上、柔軟に設定
・早朝・夜間施工に係る警察や地元等への協議について、必要がある場合、発注者が協力すること等について、特記仕様書へ記載【新規】

（1－5）1年単位の変形労働時間制（1－2～1－4とセット）
・1年単位の変形労働時間制の活用に向けた関係者との連携【新規】

（1－6）適切な設計図書の作成

（1－7）労働実態の把握

2. 効率的な施工、作業環境の改善

（2－1）i-Construction 2.0の推進
・施工・データ連携・施工管理のオートメーション化の取組を加速

（2－2）作業環境の改善
・個社毎の取組（定置式水平ジブクレーン、バイタルチェック機器等）
・技術開発の促進（SBIR制度による支援に向けた公募実施）【新規】
・技術提案評価型S型を活用した、作業環境の改善に資する施工方法・施工計画の工夫促進【新規】

3. 猛暑対策に必要な経費等の確保

（3－1）熱中症対策に係る経費
・現場管理費、現場環境改善費での熱中症対策費用の計上
・実態に応じた熱中症対策費用の確保【新規】

（3－2）直接工事費
・維持工事等で標準歩掛がない作業は見積り等による精算変更
・施工実態調査に基づく歩掛の見直し

4. 地方公共団体・民間発注者等への周知・要請、好事例の横展開

（4－1）工期における猛暑日考慮の徹底【新規】
・「工期に関する基準」の対応状況調査、働きかけ等

（4－2）工期以外の猛暑対策の推進【新規】

（4－3）好事例の横展開【新規】

中長期的な課題への対応

・日給制の技能労働者の年間総労働時間・賃金を確保する方策
・1年単位の変形労働時間制の運用改善、生命・安全を守るための猛暑日における作業のあり方の議論

25

25

国土交通省
四国地方整備局

四国地方整備局における週休二日制工事

26

26

四国地方整備局における週休2日の取組方針

国土交通省
四国地方整備局

令和8年度の実施方針

令和7年度に引き続き、**発注者指定方式（現場閉所）を基本**に、本官工事は完全週休２日（土日祝）、分任官工事は完全週休2日（土日）とすることで、週休２日の「質の向上」を推進する。

※対象：令和8年4月1日以降入札手続き（公告）を行うもの

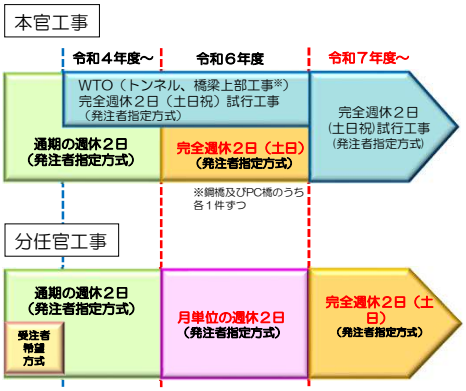

◆経常維持工事（河川維持・道路維持）は、完全週休2日交替制適用工事（発注者指定方式）とする。

全ての工事を対象に、発注者指定方式で発注。

【具体の取扱い】

1)本官工事
- 全ての工事を対象に、完全週休2日（土日祝）試行工事（発注者指定方式）とする。

2)経常維持工事（河川維持・道路維持）
- 全ての工事を対象に、完全週休2日交替制適用工事（発注者指定方式）とする。
- 当面の間、「交替制」の実施タイプを受注者の希望により「現場閉所」に変更できる選択条項を設定することができる。

3)災害復旧工事等
- 全ての工事を対象に、完全週休2日（土日）工事（発注者指定方式）とする。
- 当面の間、「現場閉所」の実施タイプを受注者の希望により「交替制」に変更できる選択条項を設定することができる。
- ただし、社会的要請や現場条件の制約等により現場閉所を行うことが困難な工事については、完全週休2日交替制適用工事（発注者指定方式）とし、実施タイプの選択条項は設定しない。

4)上記以外の工事
- 全ての工事を対象に、完全週休2日（土日）工事（発注者指定方式）とする。
- 実施タイプの選択条項は設定しない。

27

27

週休2日に関する取り組み【四国地方整備局】 積算

国土交通省

積算

○週休２日の補正係数による費用計上については、労務単価および諸経費等に反映されたことから、R8年度より補正係数による割増計上は行わないものとする。

※適用：令和8年4月1日以降入札手続き（公告）を行うもの

		令和６年度	令和７年度	令和８年度
週休２日補正の種類				
完全週休２日（土日）		ー	新規	補正係数による割増計上は行わない
４週８休以上（月単位）			補正係数改定	
４週８休以上（通期）			廃止	
市場単価	現場閉所		補正係数改定	
	交替制		補正係数改定	
土木工事標準単価	現場閉所		補正係数改定	
	交替制		補正係数改定	

28

28

四国地方整備局における週休2日の取組方針

国土交通省 四国地方整備局

完全週休2日（土日）における代替日の指定について

※工事工程等による振替え

○完全週休2日（土日）における代替日の指定事例

受注者の責によらず土日に施工を行わざるを得ない場合は、事前に協議したうえで、土日に代わる現場閉所日（代替日）を指定することができる。

【イメージ】

黄色塗：現場閉所日（当初予定）
赤色塗：現場閉所日（代替日）

（例）
地元調整で、土日に作業が必要となったため、水曜日と金曜日を閉所（代替日）とした。

月	火	水	木	金	土	日
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28				

代替日を指定

※1週間の定義は「月曜日から日曜日まで」とし、代替日を指定する場合は同一の週で指定し、1週間に2日間以上の現場閉所を行うものとする
※突発的な事象により事前協議による代替日の指定が困難であり、受注者の責によらず土日作業を余儀なくされた場合、受発注者間で協議のうえ、当該土日を週休2日対象期間外とすることができる

29

29

四国地方整備局における週休2日の取組方針

国土交通省
四国地方整備局

完全週休2日（土日祝）達成証明書交付の取り組みの試行

○四国地方整備局発注の週休2日工事においては、令和２年度より、取り組みを達成した受注業者に対して「履行証明書」を交付。　結果、令和６年度完了工事の完全週休2日（土日）達成率は約６割と、かなり浸透。

○令和５年度から、完全週休２日の取り組みを達成した受注者に対して「完全週休２日達成証明書」を交付。
＜完全週休２日を達成した全ての工事を対象＞

○また、令和5年度の総合評価から「達成証明書」を提出された企業の加点評価を行う。

○令和６年度より、完全週休２日（土日祝）の達成率が100%の工事のみ、「完全週休２日（土日祝）達成証明書」の交付対象とする。（WLBに配慮した「完全週休２日（土日祝）」の試行も含む。）

総合評価

◆ 企業評価　（その他企業評価）で加点

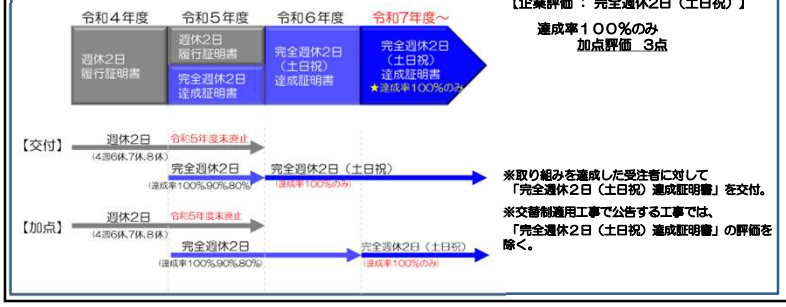

≪令和６年度～≫
【完全週休2日達成企業マーク】
★達成率１００%を達成した企業
★取得した年度の翌年度１年間、社の広報に使用可能

30

30

建設業における多様な働き方の実現に向けた支援

再掲　国土交通省

○ 直轄工事における試行を通じて、建設業は完全週休２日を含む週休２日が可能な業界であることを確認。
○ 他方、地域の実情や現場の状況等により、多様な働き方が求められている状況を踏まえ、最新の知見・技術を総動員した多様な働き方の実現を目指していく。
※直轄土木工事は「工事における週休２日の取得に要する費用の計上について（試行）」等による試行は完了とし、多様な働き方の実現を支援してまいります。

これまでの週休２日の推進と今後の働き方のあり方

H28～R5
週休2日の取組の拡大

R6～R7
週休2日の質の向上

R8～
多様な働き方の実現

週休2日工事（工期全体）の実施率（直轄）

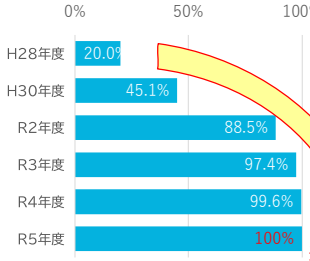

工期全体の
週休2日達成

R6～
月単位の週休2日制を推進

R7～
週単位の週休2日制を含む
多様な働き方を推進

月単位・週単位の週休2日が
達成できることを確認

- 週休2日としての働き方
- 気候（猛暑対策等）を踏まえた働き方
- 変形労働時間制を適用した柔軟な働き方
- ICT・DX等を活用した効率的な働き方
- 担い手の多様化に合わせた働き方

31

31

猛暑期間を休工可能とする工事（試行）の取組状況と課題

国土交通省
四国地方整備局

○建設工事における猛暑対策サポートパッケージの取り組みを踏まえ、受注者の判断に基づき猛暑期間を一定期間休工可能とした際の取組の効果や必要となる費用の実態を調査するもの（最低２週間程度の休工を必須条件とし、休工期間に応じて費用を計上）

○工 事 概 要

◆工 事 名：令和７－８年度 松一管内舗装修繕工事
◆発 注 者：四国地方整備局 松山河川国道事務所
◆受 注 者：協和道路（株）
◆工　　期：令和8年4月 1日 ～ 令和8年12月15日
◆休工 期間：令和8年6月23日 ～ 令和8年 9月21日（契約時）
令和8年7月 4日 ～ 令和8年 9月21日（協議）

令和8年7月7日放送　クローズアップ現代（NHK）　"暑いけど休めない" 相次ぐ職場の熱中症

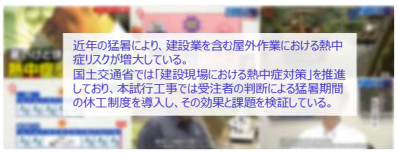

出所：NHK　https://www.web.nhk/tv/an/gendai/pl/series-tep-R7Y6NGLJ6G/ep/YVL749WXYZ

○現場の熱中症対策

休憩場所・スポットクーラー

黒球型WBGT計測

熱中症対策キット

アスファルトフィニッシャーに
ミスト扇風機取付

○受注者の猛暑期間の休工に関する意見

・炎天下の作業回避は夏場にしっかり休める体制を整えることで建設現場の**イメージがアップし雇用拡大の要因**となるのでは。
・会社として安定的な収入を得るため、その他工事（夜間作業）を中心に人員の工程を組み立てを計画。
・猛暑期間の休工がすべてで適用されると、会社として**収入がなくなり経営が成り立たない**。
・猛暑期間の休工が舗装工事全般に波及すると、**猛暑期間外に工事が集中**し、人員・機械の手配が難しくなるのでは。
・猛暑期間内でも、受注者の判断により**夜間や夕方施工**など**フレックスな施工時間**で工事可能とできないか。
・猛暑期間の休工中は、工事中止とし**配置技術者の任を解除**できないか。

期待される効果
・熱中症リスク低減
・働き方改善
・建設業のイメージ向上
・若年層確保への効果

制度運用上の課題
・休工期間中の売上確保
・工事時期の集中
・夜間施工等の柔軟運用
・技術者配置の取扱い

○試行工事での知見 ※R8.8現在

・猛暑期間の休工は安全確保に有効
・経営面と施工平準化への影響に配慮が必要
・柔軟な施工時間や技術者配置の検討が望まれる

32

32

終わりに　協力のお願い

国土交通省
四国地方整備局

33

33

（参考） 各種実態調査へのご協力のお願い

国土交通省
四国地方整備局

◆ 国土交通省では、公共工事の積算基準や設計単価等を現場実態に即したものとするため、毎年、各種実態調査を実施しています。

◆ 調査結果は、公共工事の予定価格や積算基準の見直しに活用され、建設業界全体の適正な利益確保や労働環境の改善に繋がる重要な基礎資料となりますので、ご協力をお願いいたします。

施工合理化調査

工事における施工方法、施工歩掛について実態調査を行い、これをもとに施工量、施工歩掛の見直し、又は新たに作成を行い、工事費積算の適正化、合理化に繋がります。

建設機械損料調査

（2年に1度）

国内の建設機械の状況を把握し、公共工事の積算において、建設機械施工に係わる経費を算出する場合に必要な、建設機械等損料算定表の諸数値を検討するための基礎資料になります。

公共事業労務費調査

建設労働者の賃金実態を正確に把握することで、公共工事の工事費の積算に使用する「公共工事設計労務単価」の設定の基礎資料になります。

諸経費動向調査

工事等における諸経費の実態を把握するために、現行基準の諸経費率が実態に即しているかを解析・検証するもの。調査結果は、積算基準の改定か係る重要な基礎資料となります。

34

34

（参考） 歩掛かり改定の流れ

国土交通省
四国地方整備局

施工形態動向調査（モニタリング調査）

施工形態の変動を確認するための１日程度の調査。
施工パッケージへ移行した工種は施工状況モニタリング調査という。
排出ガス基準値等の軽微な改定は本調査結果にて改正可能。

施工合理化調査

施工形態動向調査等の結果を基に実施する詳細調査。
変動が確認された工種が対象。

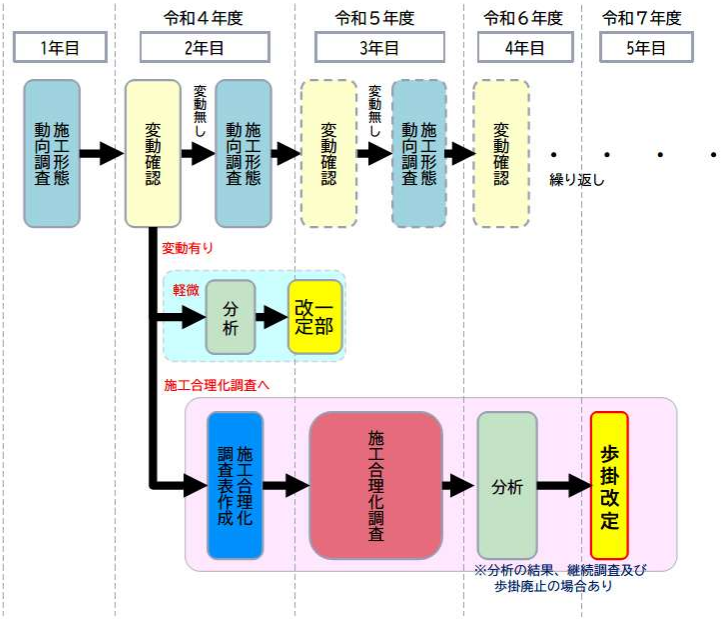

35

35

（参考） 協力のお願い　令和8年度施工合理化調査

国土交通省
四国地方整備局

令和８年度は、４６工種の施工合理化調査を実施。

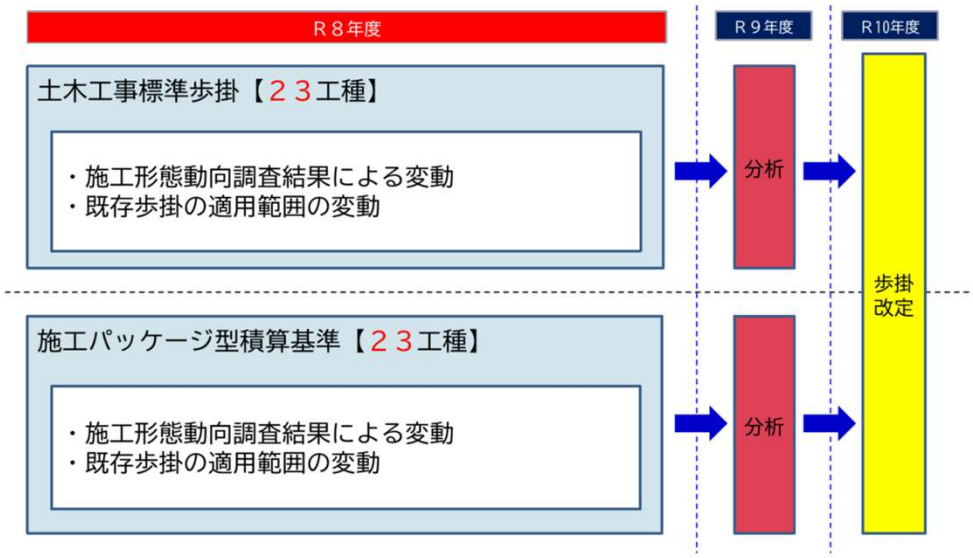

36

36